

令和 4 年度

全国労働衛生週間実施要領

～ 令和 4 年度スローガン ～

あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場

◆準備期間：9月1日～30日 ◆本週間：10月1日～7日

会 長 メ ッ セ ー ジ

令和 4 年度の全国労働衛生週間を迎えるにあたり、ご挨拶申し上げます。

全国労働衛生週間は昭和 25 年に初めて実施されて以来、今年で第 73 回を迎え、労働衛生に関する意識の高揚と事業場における自主的労働衛生管理活動の促進に欠かせないものであり、労働者の健康確保に大きな役割を果たしてまいりました。

建設業に従事する労働者の健康をめぐる状況については、厚生労働省から公表された令和 3 年の業務上疾病を見ますと建設業は 1,770 人で、前年に比べて 887 人増となりました。このうち、新型コロナウイルス感染症のり患によるものは 1,153 人で前年と比べて 966 人の増となっており、現在も、まだまだ予断を許さない状況であり、引き続き感染防止対策の徹底をお願いいたします。

また、会員の皆様におかれましては、建設現場で働く方々の健康の保持・増進、安全で安心な職場環境の整備のために、化学物質取扱い作業のリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減措置の実施、建災防方式健康 KY、無記名ストレスチェックの活用など、健康障害防止対策の充実やメンタルヘルス対策の推進をお願いするとともに、高年齢労働者の加齢による身体機能の低下によるリスク等を考慮した措置など、すべての働く人の労働災害防止を図るためにも職場環境改善の取り組みをお願いいたします。

さらに、令和 2 年の石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等に基づく建築物石綿含有建材調査者の確保や、「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」への積極的な登録につきましても引き続きお願いいたします。

これから迎える全国労働衛生週間は、「心とからだの健康」と「快適な職場環境づくり」の重要性を再認識する良い機会となりますので、令和 4 年度の全国労働衛生週間の準備期間及び本週間において取り組むべき事項をまとめた本実施要領を参考に、経営トップの明確な方針のもと、企業の実態に即した効果的な労働衛生管理活動を実践され、職場の労働衛生水準の向上に努められますようお願い申し上げます。

なお、10月6日と7日の両日、石川県金沢市の「いしかわ総合スポーツセンターほか」において、情報の共有化や安全衛生意識を高めるために第 59 回全国建設業労働災害防止大会を現地開催とオンライン配信を組み合わせたハイブリッドで開催いたしますので、是非ご参加いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和 4 年 9 月

建設業労働災害防止協会
会長 今 井 雅 則



全国労働衛生週間ポスター No. 1
い げ た ひろえ
井 桁 弘 恵
コードNo. 760201

I 趣 旨

本年度の全国労働衛生週間は、厚生労働省の「令和4年度 全国労働衛生週間実施要綱」に基づき、9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間として、下記のスローガンのもとに展開される。

「あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場」

全国労働衛生週間を契機に、経営トップをはじめとした関係者は、労働者の健康保持・増進等の重要性についてさらに認識を深め、心身ともに健康で、誰もが安心して働ける快適な職場づくりを目指し、効果的な労働衛生管理活動を実施する。

※上記の「実施要綱」は、厚生労働省のホームページに掲載しています。



II 会員が実施する事項

会員は本実施要領をもとに、企業の実態に即して必要な項目を盛り込んだ実施計画を作成し、積極的に推進する。また、実施計画の作成にあたっては「令和4年度 建設業労働災害防止対策実施事項」の「Ⅳ-3 職業性疾病预防のための具体的対策」及び「Ⅳ-4 心身の健康確保のための具体的対策」等も活用する。

※上記の「令和4年度実施事項」は、当協会のホームページに掲載しています。



準備期間（9月1日～30日）の実施事項

☑チェックを入れて、実施する項目を確認しましょう！

項 目	チェック	実 施 内 容
＜重点事項＞ 新型コロナウイルス 感染防止対策の実施	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	(1) 作業開始前の検温等による体調確認の徹底 (2) 手洗いの励行やマスクの着用など、感染防止対策の徹底 (3) 事務所や休憩所、トイレ等、複数人が使用する場所の定期的な洗浄・消毒の実施 (4) 三つの密（密閉・密集・密接）を避けた作業管理体制の確立 (5) 新型コロナワクチン接種にあたっての配慮 (6) 「建設現場における新型コロナウイルス感染症拡大防止チェックリスト」の活用 (7) 「建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止」（厚労省）の活用 (8) 「地域建設業における建設現場の新型コロナウイルス感染症対策の実践」（全建）の活用
1 労働衛生管理体制の 充実	☐ ☐ ☐	(1) 店社及び作業所の労働衛生管理体制の見直しと充実 (2) 店社及び作業所の安全衛生計画に基づく労働衛生管理活動の一層の推進 (3) 国際基準に対応した「ニューコスモス」及び中小規模建設事業場向けの「コンパクトコスモス」の導入と定着
2 作業環境管理の充実	☐ ☐ ☐	(1) 粉じん等の有害要因にさらされる作業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及び結果に基づく作業環境の改善 (2) 事務所や現場の緑化等、快適な職場環境の形成の推進 (3) 「STOP！熱中症 フールワークキャンペーン」に基づく熱中症対策の実施と『建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止～建設現場におけるマスク等の正しい選び方、使い方について～』の活用
3 作業管理の充実	☐ ☐ ☐ ☐	(1) 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく加齢による身体機能の低下によるリスク等を考慮した措置の推進 (2) 作業手順・作業方法等の労働衛生面の見直しと改善 (3) 適切・有効な保護具等の選択と使用及び保守管理の徹底 (4) 自動化・省力化等による作業者の負担軽減の推進
4 健康管理の充実	☐ ☐ ☐ ☐	(1) 一般健康診断及び特殊健康診断等の確実な実施及び所轄監督署への報告 (2) 各種健康診断の結果に基づく有所見者の健康情報の適切な取扱いの徹底及び産業医等への適切な情報提供 (3) 有所見者への産業医等による保健指導及び意見を勘案した適正配置や作業時間短縮等の実施 (4) 「心とからだの健康づくり」の計画的な実施
5 労働衛生教育の充実	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	(1) 新規参入者等の建設業に不慣れな作業者への安全衛生教育の確実な実施 (2) 従事する作業環境を考慮した健康教育の実施 (3) 危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底 (4) 各種保護具の適切な使用及び管理方法等に関する教育の徹底 (5) 病気を治療しながら働く人に対する理解の促進
6 職業性疾病 予防対策の充実 (化学物質)	☐ ☐	(1) ラベル、SDS等により把握した危険有害情報に基づく、化学物質取扱い作業のリスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の徹底 (2) 危険性・有害性の高い化学物質取扱い作業における適切な保護具の使用の徹底

	(粉じん)	☐	(1) 建築物の解体工事等における湿潤化及び粉じん等の飛散防止対策の徹底
		☐	(2) ずい道等建設工事における坑内換気、新ガイドラインに則った坑内粉じん濃度の測定及び作業環境に応じた電動ファン付き呼吸用保護具の適切な使用の徹底
		☐	(3) アーク溶接作業、金属等の研磨作業、はつり・解体作業等に係わる粉じん発散低減措置及び有効な呼吸用保護具等の使用の徹底
		☐	(4) じん肺健康診断の実施の徹底及び所轄監督署への報告
		☐	(5) 「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」への登録の徹底
	(石綿等)	☐	(1) 建築物等の解体・改修工事における石綿等の使用有無について建築物石綿含有建材調査者による事前調査の実施、一定規模の建築物などの解体・改修工事については、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の徹底
		☐	(2) 石綿等を使用した建築物の解体工事等における、適正な隔離、隔離空間の負圧化等による飛散防止対策及びばく露防止対策の徹底
		☐	(3) 石綿等の除去作業において有効な呼吸用保護具等の使用の徹底
		☐	(4) 健康診断の実施の徹底及び所轄監督署への報告、離職後の健康診断結果の適切な保存
(その他)	☐	(1) 腰痛・振動障害・騒音障害等の予防のための、作業時間・作業量・作業方法の検討及び改善の推進	
	☐	(2) 屋内・坑内等での内燃機関使用場所や酸素欠乏危険場所等における作業開始前の測定、有効な呼吸用保護具等の使用及び換気の徹底	
	☐	(3) 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進	
7 現場におけるメンタルヘルス対策の推進		☐	(1) 安全施工サイクル（安全朝礼、KYミーティング及び巡視等）を活用した、「建災防方式健康KY」による心身の健康状態の把握と、「無記名ストレスチェック」の結果に基づいた職場環境改善の実施
		☐	(2) 建災防方式「新ヒヤリハット報告」を活用した安全衛生活動の推進
		☐	(3) ストレスチェックの結果に基づく産業医等の面接指導及び事業主が講ずるべき適切な措置の実施
		☐	(4) 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する小規模事業場支援の活用
8 健康障害防止対策の充実		☐	(1) 事業主による労働時間の把握と、過重労働による健康障害防止対策の推進及び年次有給休暇の取得促進
		☐	(2) 長時間労働者に対する面接指導等の実施の徹底
		☐	(3) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策の実施

本週間（10月1日～7日）の実施事項

1 労働衛生意識の高揚	(1) 経営トップ等による作業員全員に対するメッセージの伝達 (2) 店社または作業所単位の労働衛生大会等の開催 (3) 労働衛生に関する標語等の募集と表彰 (4) 健康確保や快適な職場づくりに積極的な協力会社及び作業グループ等に対する表彰 (5) 家庭における健康保持に関する情報の提供
2 安全衛生活動の実施	(1) 経営トップ等による作業所や寄宿舎等へのパトロール・点検の実施 (2) 各種保護具、消火設備、AED等の総点検 (3) 作業所一斉の4S活動による作業環境の整備
3 安全衛生教育・訓練ワークショップ等の実施	(1) 労働衛生に関する勉強会や講演会等のワークショップの実施 (2) 現場緊急時の措置に係る必要な実地訓練のワークショップの実施
4 そのほか、本週間にふさわしい行事の実施	

Ⅲ 協会が実施する事項

本部及び支部は、その地域の実情に応じて次の事項を実施する。

- 1 メンタルヘルス対策の推進
- 2 「新ヒヤリハット報告」を活用した安全衛生活動の普及促進
- 3 建設業における化学物質取扱い作業等の危険・有害業務のリスクアセスメントの推進
- 4 「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」への健診情報等の登録促進
- 5 健康確保等に関する安全衛生講習会の実施
- 6 会員企業及び支部分会の要請に応じた、安全管理士・安全指導者によるパトロール（職場巡視）等への支援
- 7 国際基準に対応した「ニューコスモス」及び中小規模建設事業場向けの「コンパクトコスモス」の普及促進
- 8 「建設業労働災害防止規程」「第8次労働災害防止5カ年計画」「令和4年度建設業労働災害防止対策実施事項」の周知
- 9 労働衛生に関する広報資料及び最新情報の提供
- 10 のぼり、啓発用ポスター、ワッペン、実施要領等の作成・頒布
- 11 そのほか、本週間にふさわしい労働衛生活動の実施

資料 1

建設業における業務上疾病の発生状況

1. 業務上疾病者数・年千人率の推移（平成 29 年～令和 3 年）

全産業の疾病者数 28,071 人のうち、建設業は 1,770 人で全体の 6.3% となっている。

年	業種 項目	建設業		全産業	
		疾病者数（人）	疾病者数年千人率	疾病者数（人）	疾病者数年千人率
平成 29 年		665	0.2	7,844	0.1
平成 30 年		697	0.2	8,684	0.2
平成 31 年／令和元年		605	0.2	8,310	0.1
令和 2 年		883	0.3	15,038	0.3
令和 3 年		1,770	0.5	28,071	0.5

資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況等調査」

注：1. 表は休業4日以上のもの。

$$2. \text{疾病者数年千人率} = \frac{\text{疾病者数}}{\text{労働基準法適用労働者数}} \times 1,000$$

3. 令和 2 年、令和 3 年は、新型コロナウイルス感染症のり患によるものを含む。

2. 業務上疾病発生状況の推移（平成 29 年～令和 3 年）

令和 3 年の建設業における疾病者数は 1,770 人で、新型コロナウイルスり患によるものを除いて多かったのは災害性腰痛で 206 人となった。

(単位：人)

年		平成 29 年		平成 30 年		平成 31 年／令和元年		令和 2 年		令和 3 年	
疾病分類	業種	建設業	全産業	建設業	全産業	建設業	全産業	建設業	全産業	建設業	全産業
(1) 負傷に起因する疾病 (うち災害性腰痛)		362 (230)	5,963 (5,051)	286 (171)	5,937 (5,016)	299 (190)	6,015 (5,132)	337 (222)	6,533 (5,582)	333 (206)	6,731 (5,847)
物による 起因疾病	(2) 有害光線による疾病	-	5	-	5	2	13	1	9	-	8
	(3) 電離放射線による疾病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	(4) 異常気圧下による疾病	3	19	1	11	3	22	1	6	2	11
	(5) 異常温度条件による疾病 (うち熱中症)	144 (141)	719 (544)	245 (239)	1,394 (1,178)	159 (153)	1,039 (829)	223 (215)	1,159 (959)	134 (130)	707 (561)
	(6) 騒音による耳の疾病	4	8	-	2	1	9	2	11	2	5
	(7) (2)～(6)以外の原因による疾病	4	22	4	25	3	35	3	29	7	37
	(8) 重激業務による運動器疾患と内臓脱	7	115	4	119	10	118	8	143	5	96
作起 業態 原因 に 疾病	(9) 負傷によらない業務上の腰痛	-	27	1	27	2	33	1	34	1	29
	(10) 振動障害	2	4	-	5	1	4	-	2	1	6
	(11) 手指前腕の障害及び頸肩腕症候群	7	159	3	217	7	210	9	200	4	193
	(12) (8)～(11)以外の原因による疾病	1	73	2	89	3	92	2	83	4	102
(13) 酸素欠乏症		1	5	-	7	1	5	1	12	1	3
(14) 化学物質による疾病（がんを除く）		45	222	60	263	41	220	44	241	49	248
(15) じん肺症及びじん肺合併症（休業のみ）		56	191	57	165	46	164	40	127	55	130
(16) 病原体による疾病 (うち新型コロナウイルスり患によるもの)		11 -	105 -	6 -	171 -	4 -	113 -	196 (187)	6,291 (6,041)	1,155 (1,153)	19,494 (19,332)
がん	(17) 電離放射線によるがん	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	(18) 化学物質によるがん	-	-	-	-	1	2	1	1	3	4
	(19) (17)、(18) 以外の原因によるがん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(20)(21)(22) 過重な業務による脳血管疾患心臓疾患等		18	207	28	246	22	216	14	157	14	265
合 計		665	7,844	697	8,684	605	8,310	883	15,038	1,770	28,071

資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況等調査調」

注：1. 表は休業4日以上のもの。

2. 疾病分類は労働基準法施行規則第 35 条によるものを整理したものである。

3. 「化学物質」は労働基準法施行規則別表 1 の 2 第 7 号に掲げる名称の化学物質である。

4. 本統計の数字はその年内中に発生した疾病で翌年 3 月末日までに把握したものである。

3. 酸素欠乏症発生状況の推移
(平成 29 年～令和 3 年)

令和 3 年の全産業の被災者数は 3 人、うち建設業は 1 人となっている。

(単位：人)

業種	年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年/ 令和元年	令和 2 年	令和 3 年
建設業		1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
全産業		5 (5)	7 (6)	5 (5)	12 (8)	3 (2)

資料：厚生労働省「酸素欠乏症等の労働災害発生状況」

注：1. () は死亡者数で、二次災害での被災者数も含む。

2. 安衛施行令別表第 6 に掲げる酸素欠乏危険場所等での作業で発生。

4. 硫化水素中毒発生状況の推移
(平成 29 年～令和 3 年)

令和 3 年の全産業の被災者数は 6 人、うち建設業は 2 人となっている。

(単位：人)

業種	年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年/ 令和元年	令和 2 年	令和 3 年
建設業		0 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (3)	2 (0)
全産業		7 (2)	10 (4)	5 (1)	9 (6)	6 (2)

資料：厚生労働省「酸素欠乏症等の労働災害発生状況」

注：1. () は死亡者数で、二次災害での被災者数も含む。

2. 安衛施行令別表第 6 に掲げる酸素欠乏危険場所等での作業で発生。

5. 振動障害の推移 (平成 28 年度～令和 2 年度)

令和 2 年度の全産業の振動障害労災新規認定数は 269 人、うち建設業は 146 人 (54%) と高い割合となっている。

(単位：人)

業種	年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年/ 令和元年	令和 2 年
建設業		173	139	137	150	146
林業		35	35	24	24	27
鉱業		28	46	31	34	24
採石業		6	6	8	4	4
製造業		27	32	30	33	32
その他		17	33	51	40	36
全産業		286	291	281	285	269

資料：厚生労働省「業務上疾病の労災補償状況調査結果 (全国計) 調」

注：各年度中に新規に支給決定を行った者の業種別人数。

6. 熱中症の推移 (平成 29 年～令和 3 年)

(単位：人)

業種	年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年/ 令和元年	令和 2 年	令和 3 年	合計
建設業		141 (8)	239 (10)	153 (10)	215 (7)	130 (11)	878 (46)
警備業		37 (2)	110 (3)	73 (4)	82 (1)	68 (1)	370 (11)
製造業		114 (0)	221 (5)	184 (4)	199 (6)	87 (2)	805 (17)
運送業		85 (0)	168 (4)	110 (2)	137 (0)	61 (1)	561 (7)
その他		167 (4)	440 (6)	309 (5)	326 (8)	215 (5)	1,457 (28)
全産業		544 (14)	1,178 (28)	829 (25)	959 (22)	561 (20)	4,071 (109)

資料：厚生労働省「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」

注：() は死亡者数。

7. 肺がん・中皮腫の件数の推移 (平成 29 年度～令和 3 年度／支給決定件数)

(単位：件)

年度	平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年／令和元年		令和 2 年度		令和 3 年度		
業種	分類	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫
建設業		178	292	214	312	239	358	206	316	211	356
全産業		335	564	376	534	375	641	340	607	348	578

資料：厚生労働省「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ調」

注：1. 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付金の新規支給決定者数は除く。

2. 令和 3 年度は速報値。

8. 脳・心臓疾患の件数の推移 (平成 29 年度～令和 3 年度)

(単位：件)

業種	年度	平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年／令和元年		令和 2 年度		令和 3 年度	
	区分	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
	建設業	112	17	99	14	130	17	108	27	105	17
	全産業	840	253	877	238	936	216	784	194	753	172

資料：厚生労働省「過労死等の労災補償状況」

9. 精神疾患の件数の推移 (平成 29 年度～令和 3 年度)

(単位：件)

業種	年度	平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年／令和元年		令和 2 年度		令和 3 年度	
	区分	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
	建設業	114	51	129	45	93	41	89	43	122	37
	全産業	1,732	506	1,820	465	2,060	509	2,051	608	2,346	629

資料：厚生労働省「過労死等の労災補償状況」

建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止 ～建設現場におけるマスク等の正しい選び方、使い方について～

建設現場で必要な対応

混在作業が行われる建設現場では、マスク等の着用も含め、一人ひとりの感染防止に向けた対応が職場全体の感染リスクを抑えることにつながります。

換気の悪い屋内空間において複数人で作業を行う場合にはマスク等を着用する必要がありますが、単独作業の場合や屋外で他の作業員と十分な距離（2 m以上）が確保できる場合などでは、熱中症予防の観点からマスク等を外した方がよい場合も考えられます。

熱中症予防に配慮した上で、感染防止を図るには、「マスク等を着用する場面」、「マスク等の選び方」、「正しい着用方法」を作業員一人ひとりに徹底することが重要です。

1 作業に応じたマスク等の選び方

① マスク等の種類と特性

マスク等は、飛沫の飛散防止、飛沫の吸入防止のために着用するものですが、様々な種類のものがあります。市販の不織布マスクをはじめ、一般に使用されているマスク等を建設現場で使用する
こと想定した場合の特性をまとめると次のとおりです（※1）。

【◎：優れている】、【○：良好】、【△：普通】、【×：やや劣る】

	顔面への密着	フィルタの密度	飛沫吸引防止	飛沫飛散防止	呼吸しやすさ	快適さ/蒸し暑さ
不織布マスク	△	◎	○	◎	×	△
布マスク	△	△～○	△	○	△	△
ウレタンマスク	△	△	△	○	△	○
マウスシールド	×	×	×	×	◎	◎
フェイスシールド	×	×	×	△	◎	◎
ネックガード	△	△	△	○	○	○
取替え式防じんマスク（※2）	◎	◎	◎	◎	×	×
使い捨て式防じんマスク（※2）	○	◎	◎	◎	×	△

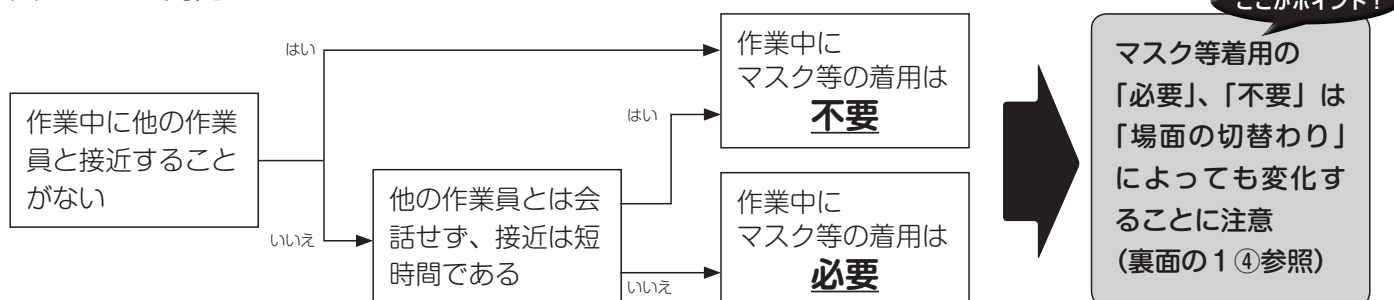
（※1） 令和2年度厚生労働科学特別研究事業「建設現場での作業等におけるプロテクタの選定・使用ツールキットの開発に関する調査研究」をもとに作成したもの。
調査研究は一部の製品を対象として測定を行った結果を取りまとめたものであり、個々の製品によっては上記の表とは特性が異なる場合があります。

（※2） 一定の作業の際は、労働安全衛生関係法令に基づき、防じんマスクの着用が義務付けられています。

② マスク等を着用すべき場面

建設現場における作業は、単独作業や他の作業員と十分な距離（2 m以上）をとって行われる場合がある一方、「朝礼」や「作業工程の確認」などのほか、「休憩・食事」、「工事用エレベータでの集団での移動」など、作業員同士が近くに集まる場面もあります。

管理者は、個々の作業が行われる状況を踏まえ、マスク等を着用すべき場面を特定し、作業員一人ひとりに周知してください。



③作業負荷とマスク等着用による熱中症リスク

マスク等の着用による新型コロナウイルスの感染防止効果や熱中症発症リスクについては、現時点では定量的に明らかになっていませんが、令和2年度に実施した研究^(※)の結果、以下のようなことが分かっています。

- ①マスク等の着用により呼吸時の負担感が増加し、飛沫飛散防止等の効果が高いものでは息苦しさを強く感じる
- ②軽い負荷の運動では、マスク等の有無により深部体温の上昇には差がない
- ③マスク等の内部の「酸素濃度の低下」、「二酸化炭素濃度の上昇」が見られた
(軽い負荷の運動では血液中のガス濃度に影響はないが、高負荷作業には注意が必要)

(※) 令和2年度厚生労働科学特別研究事業「建設現場での作業等におけるプロテクタの選定・使用ツールキットの開発に関する調査研究」

④マスク等の選定に当たっての考え方

○ マスク等の選定に当たって考慮すべき事項

飛沫飛散防止等の効果が高いマスク等を着用していても、作業中の息苦しさを和らげるため、顔とマスク等との間に隙間を作った場合には感染防止効果が低下します。

マスク等の選定に当たっては、①作業負荷のほか、②作業時の人との距離、③作業場所の状況、

④連続作業時間、⑤コミュニケーションの取りやすさなどにも留意しましょう。

○ マスク等が必要な場面への備え

休憩や昼食、作業連絡、車両やエレベータでの移動などの際に他の作業員と十分な距離が確保できない場合には、マスク等の着用が必要になります。マスク等の着用が不要な作業であっても、「場面の切替わり」に備え、マスク等を携帯しましょう。

⑤マスク等の着用状況と接触感染

マスク等を着用しない、又は飛沫飛散防止効果が低いマスク等を着用して作業を行った場合、作業対象や工具等に飛沫が付着する可能性が高まります。複数の作業員が共用する工具等や操作盤などについては接触感染防止のため、こまめに消毒しましょう。

2 マスク等の正しい付け方と効果

作業中の息苦しさを「あごに掛ける」、「鼻を出す」など、正しい方法で着用しなかった場合、マスク等の感染防止効果が低下します。マスク等は正しい方法で着用し、息苦しさなどを感じた場合にはマスク等を外せる環境で休憩をとるようにしましょう。



3 現場管理者の役割

①計画段階での検討

計画段階から、換気の悪い室内での作業や作業員同士が接近する機会を減らすよう努めましょう。

(例) 朝礼の工夫、作業時間帯や休憩時間の分散、マスクを外せる休憩場所の確保 等

②現場でのルール化

熱中症予防と感染防止に向けた現場のルールを定め、徹底しましょう。

(例) マスク等を着用すべき場所の掲示、休憩場所の使い方、職場外での留意事項 等

資料3

令和4年度 全国労働衛生週間行事計画表(例)

この週間行事計画表を参考にして、現場独自の「週間行事計画表」を作成しましょう。

行事 月日	項目	実施内容	行事 月日	項目	実施内容
10月 1日 (土)	家族健康の日	1. 家族みんなで健康について考える 2. 心とからだの健康チェック	5日 (水)	避難・救護 訓練の日 健康診断日	1. 火災や酸欠等の緊急事態を想定した避難・救護訓練の実施 2. 巡回検診車等を利用した健康診断の実施 3. 健康相談、健康測定の実施
2日 (日)	休養の日	ゆっくりと休養			
3日 (月)	総点検の日	1. 機械・工具・設備・作業方法等の衛生面からの点検 2. 各種保護具の使用及び保管状況の点検 3. 危険・有害物の使用及び保管状況の点検 4. 作業場所、休憩所、寄宿舎、食堂等の衛生管理状況の点検	6日 (木)	反省の日	1. 全国労働衛生週間を通しての反省、今後の労働衛生管理の在り方や取り組み方等について討議・検討 2. 優良な協力会社・作業グループ・個人等の表彰
4日 (火)	労働衛生に関する研修会・講習会等の日	1. 総点検の結果についての検討会や安全衛生協議会等の開催 2. 業務上疾病の防止についての研修会、視聴覚教材等を活用した労働衛生教育の実施	7日 (金)	趣旨徹底の日	1. 社長メッセージの伝達 2. 全国労働衛生週間の意義と重要性の強調並びに行事予定の説明 3. 労働衛生に関するポスターや垂れ幕等の掲示

令和4年度 全国労働衛生週間・墜落・転落災害撲滅キャンペーン用品のご案内

衛生週間ポスター

No.1 井桁 弘恵 No.760201
No.2 街・空間 No.760202
B2判(73×52cm)
定価 各220円 会員価格 各200円 印 各50枚以上



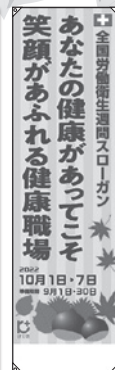
No.2 街・空間

衛生週間ワッペン



No.780230
10枚1組 ビニール製
(7.5×6cm)
定価 960円
会員価格 860円
印 50組以上

衛生週間のぼり



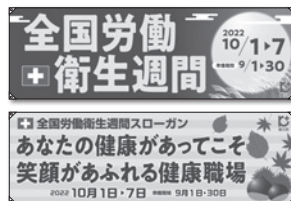
衛生週間
No.880200
ポリエステル製
(240×70cm) 紐付
定価 1,780円
会員価格 1,600円
印 5枚以上

印 5枚以上

スローガン
No.880210
ポリエステル製
(240×70cm) 紐付
定価 1,780円
会員価格 1,600円
印 5枚以上

印 5枚以上

衛生週間横幕



衛生週間 No.880220
ポリエステル製
(70×220cm) 紐付
定価 1,780円 会員価格 1,600円
スローガン No.880221
ポリエステル製
(70×220cm) 紐付
定価 1,780円 会員価格 1,600円

*表示価格：消費税込み

墜落・転落災害撲滅キャンペーンポスター・のぼり



井桁 弘恵
No.760501
B2判(73×52cm)
定価 220円
会員価格 200円
印 50枚以上



No.880710
ポリエステル製
(240×70cm) 紐付
定価 1,780円
会員価格 1,600円
印 5枚以上

①東京都内のお客様
②青森、新潟、三重、高知、佐賀、鹿児島県で会員として加入されていないお客様
建災防本部 管理課で承ります。
TEL 03-3453-3391 FAX 03-3453-5735

①、②以外のお客様
建災防の各道府県支部で承ります。
<ホームページ>
https://www.kensaibou.or.jp/book_supplies/index.html

*建設業安全衛生教育用教材等に係る最新情報の配信(無料)を行っております。
InstagramとTwitterでも情報発信をしています。是非、フォローしてください!



<メール配信>



<Instagram>



<Twitter>

KENSAIBOUHONBU

●実施要領についてのお問い合わせは、建設業労働災害防止協会 業務部 広報課 (TEL 03-3453-8202) までお願いします。

広報企画委員会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

委員長 豊 澤 康 男 (一社) 仮設工業会 会長
委員 石 沢 正 弘 (一社) 日本建設輸送工事業団体連合会 副会長
〃 伊 藤 光 生 (株) 竹中工務店 安全環境本部長
〃 稲 直 人 大成建設(株) 安全本部 安全部長

委員 井 上 聖 (株) 大林組 安全品質管理本部
建築安全管理室・土木安全管理室部長
〃 神 田 道 宏 清水建設(株) 安全環境本部 安全部長
〃 佐 藤 恭 二 飛鳥建設(株) 安全環境部 部長
〃 松 永 昭 治 前田建設工業(株) 安全部長